

議案第 3 2 号

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

平成 2 9 年 6 月 1 日提出

交野市長 黒 田 実

提案理由 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、
所要の改正を行いたいため。

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例案

交野市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

交野市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第2条中「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」に、「及び第36条」を「及び第36条第8項」に改める。

第5条第2項第1号中「にあつては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同項第2号中「にあつては」を「には」に改め、同条第3項中「によつて」を「により」に、「433円」を「333円」に改め、「第2号」の次に「に該当する扶養親族については1人につき267円（非常勤消防団員等に第1号に該当する者が不在場合には、そのうち1人については333円）を、第3号」を加え、「第5号」を「第6号」に、「掲げる者」を「該当する者及び第2号に該当する扶養親族」に、「にあつては」を「には」に、「367円」を「300円」に改め、同項第2号中「及び孫」を削り、同項第5号中「身体又は精神に著しい障害を有する者」を「重度心身障害者」に改め、同号を同項第6号とし、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第5条第4項中「満15歳」を「15歳」に、「満22歳」を「22歳」に改め、「以下」の次に「この項において」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の交野市消防団員等公務災害補償条例（次項において「新条例」という。）第5条第3項の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた交野市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年

金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び適用日前に支給すべき事由の生じた適用日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

- 3 改正前の交野市消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第5条第3項の規定に基づき、平成29年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に、非常勤消防団員等の扶養親族のうち、22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子について加算された補償基礎額により支給された旧条例の規定に基づく損害補償は、新条例による損害補償の内払とみなす。